

厚岸町議会 第1回定例会

平成25年3月11日

午前10時00分開会

●議長（音喜多議員） ただいまから、平成25年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番、竹田議員、9番、南谷議員を指名いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第2、議案第38号 厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第38号 厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書の2分冊の2の48ページをお開き願います。

道路法第30条第3項では、市町村道の構造の技術的基準は政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めると規定されたことから、このたびの条例の制定に当たっては、昭和45年政令第320号の道路構造令の基準を参酌した上で厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定をするものであります。

この道路構造令は道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を示したものであり、設計車両、道路の種類、存在する地域、設計交通量の外的条件を基礎的条件として担うべき機能に応じて道路を区分して、設計速度を決める等により、幅員構成、線形などの幾つかの条件を決定しており、さらに道路の安全性、円滑化を確保する上で必要な工作物、構造物等の設置等を規定しております。

具体的には、車線幅員、路肩、停車帯の幅員、自転車道、自転車歩行者道、歩行者道の幅員、植樹帯、道路の屈曲部、曲線半径、曲線部の拡幅、縦断勾配などが規定されております。

厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例の基準設定の内容につきましては、別途お手元に配付しております基準設定内容一覧表の議案第38号により説明させていただきます。

それでは、21分の2ページ、上段から順にご説明いたします。

国の基準としまして、町の条例では第5条でございますが車線等であります。ここでは、道路区分として第1種から第4種までの区分のうち、第1種、第2種の高速自動車道国道及

び自動車専用道路については、厚岸町が管理する道路ではないことから、第3種及び第4種のその他の道路についてのみ規定しております。

町といたしましては、国の基準どおりとします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、21分の3ページをお開き願います。

第6条、車線の分離等であります。ここでも道路区分として第1種から第4種までの区分のうち、第1種、第2種の高速自動車国道及び自動車専用道路については、厚岸町が管理する道路ではないことから、第3種及び第4種のその他の道路についてのみ規定しております。

基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、21分の5ページをお開き願います。

第7条、副道であります。町条例第7条でございます。

町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第8条路肩であります。ここでは、道路区分として第1種から第4種までの区分のうち、第1種、第2種の高速自動車国道及び自動車専用道路については、厚岸町が管理する道路ではないことから、第3種及び第4種のその他の道路についてのみ規定しております。

基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

続きまして、21分の7ページをお開き願います。

第9条、停車帯であります。国の基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第9条の2軌道敷であります。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町には軌道敷が存在しないため、規定しないことといたしました。

次に、第10条自転車道であります。町といたしましては、国の基準どおりとします。基準の設置に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、21分の8ページをお開き願います。

第10条の2、町条例第11条でございますけれども、自転車歩行者道であります。

町といたしましては、国の基準どおりとします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第11条歩道であります。ここでは、国の基準を参酌して検討した結果、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的幅員2メートル以上での整備が困難な場合は、例外的に歩行者のすれ違いが可能な1.5メートルまで歩道の幅員を縮小できるよう独自に規定を設けております。それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えます。

続きまして、21分の9ページをお開き願います。

第11条の2、歩行者の滞留のように供する部分、第11条の3、積雪地域に存する中央帯等の幅員、第11条の4、植樹帯でありますけれども、町といたしましては国の基準どおりといたします。

次に、第13条設計速度であります。町条例の第16条でございますけれども、ここでは道路区分として第1種から第4種までの区分のうち、第1種、第2種的高速自動車道国道及び自動車専用道路については、厚岸町が管理する道路ではないことから、第3章及び第4章のその他の道路についてのみ規定しております。

町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、21分の10ページをお開き願います。

第14条、車道の屈曲部、第15条、曲線半径であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、21分の11ページをお開き願います。

第16条、曲線部の片勾配であります。ここでは、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町は積雪寒冷地であることから、その他の地域の規定はいたしません。それ以外の基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第17条、曲線部の車線等の拡幅であります。ここでは、道路区分として第1章から第4章までの区分のうち、第1種、第2種的高速自動車国道及び自動車専用道路について厚岸町が管理する道路ではないことから、第4種のその他の道路についてのみ規定しております。

町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、第18条、緩和区間であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、21分の12ページをお開き願います。

第19条、視距等であります。町条例第22条でございます。視距とは、自動車の交通の安全性、円滑制を確保する観点から必要とされる設計速度に応じ、進行方向の前方に障害物等を認め、衝突しないように制動をかけて停止することができる距離を指します。

ここでは、国の基準を参酌し検討した結果、厚岸町は積雪寒冷地域であり、氷結した路面での制動停止距離を考慮した視距を条例上、明確化し、地形の状況等によりやむを得ない場合には、道路構造令の基準まで縮小可能とする独自規定を設けております。

それ以外の基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第20条、縦断勾配、第21条、登坂車線であります。ここでは、道路区分として第1種から第4種までの区分のうち、第1種、第2種的高速自動車国道及び自動車専用道路については、厚岸町が管理する道路ではないことから、第3種及び第4種のその他の道路についてのみ規定しております。

町といたしましては、一部を除き国の基準どおりといたします。

次に、21分の13ページから21分の17ページまででございますけれども、第22条縦断曲線、第23条舗装、第24条横断勾配、第25条合成勾配、第26条排水施設、第27条平面交差または接続、第28条立体交差、第29条鉄道等の平面交差、第30条待避所、第31条交通安全施設、第31

条の2、凸部、狭窄部等であります。

町といたしましては、国の基準どおりといたします。

基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、21分の18ページをお開き願います。

第31条の3、乗合自動車の停留所等に設ける交通島であります。町では、この規定はないものといたします。

基準の設定に当たっては、参酌した結果、厚岸町には路面電車が存在しないため、規定しないこととしました。

次に、第32条自動車駐車道等、第33条防雪施設その他の防護施設、第34条トンネルであります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、第35条橋、高架の道路等であります。ここでは、国の基準を参酌して検討した結果、橋などの設計に当たっては道路橋仕法書によることから、設計荷重の規定は設けません。それ以外の基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道等の整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、21分の19から、21分の20ページお開き願います。

第36条附帯工事等の特例、第37条区分が変更される道路の特例、第38条小区間改築の場合の特例であります。基準の設定に当たっては国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第39条、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路であります。ここでは、国の基準を参酌して検討した結果、建築限界の規定は道路構造令による旨を規定し、それ以外の基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、21分の21ページでございますが、第40条歩行者専用道路であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国道、道道との整合性を勘案し、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 まず、この一覧表ですね。これの記載を見ていきますと町道の道路の構造に関する技術基準というものに関する条例は二つあるのですね、まずその1点目を聞かせてください。

それで、今の経過規定見て前にあったものを廃止して、これにするというようなことがないので恵存しているというふうに思われるのですが、そのあたりをご説明してください。

それから、今のご説明を聞いていますと、ごく一部を除いて政令で決められた技術基準をそのまま参酌した結果、適用するのが妥当であるから適用するというふうになって

いました。そうすると、現在、厚岸町の町道というのが、この条例に鑑みて適合しないものというのがあるのか。

それから、4条を見ますと、もし適合しないものがあつたとして、4条で道路を新設、または改築する場合において云々というふうになっているので、現在、適合しないものがあつたとしても、新設し、または改築するまでは、この条例からいうと適合しない状況のまま残っていくというふうになるのかなと思うのですが、そのあたりを含めてご説明をいただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ご質問にお答えします。

まず2点目のごく一部を除いて適用するとなつて、国の基準に適合するとなつていると、現在、町道では適合しないものがあるのかというご質問でございますが、適合しないものはございます。

3点目で、4条で新設、改築する場合はこの基準に従うのかということでもありますので、適合しないものについて改築する場合につきましては、この道路構造令、厚岸町の基準にのつとつて改築させていただくということになります。

それから、1点目のご質問でございますが、もう一度、申しわけないですが、どういったことかちょっとわからなかったのですが、よろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時21分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 大変申しわけありません。

資料のつくり方が、ここで言っています先ほどの町道道路構造技術基準条例第6条という、ちょっと簡略し過ぎた言葉を使っておりますが、これは今回、提案を申し上げております厚岸町道路の構造の技術的基準等定める条例の第6条ということでございます。

ちょっとここに記載している言葉が、いきなり町道道路構造技術基準ということで書いてしまいまして申しわけありません。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

それです、説明、一覧表のほうからお聞きますが、基準案として出てきたものは、最初のほうのは国の基準だから条文が異なるということの条文番号が異なるということですね、わかりました。

それで本題に入りますが、そうしますと一部、適合していない道路というのもあり得るということですね、それは率でどのぐらいあって、それから大ざっぱでいいです。今0.0何%まで出さなくてもいいですから。

それから、そういう本数でも、何本中、何本でもいいですけども、それでそれらについては現状、ある道路だったら改築ということになるのでしょうかけれども、やる時になったら直しますということで、それまでは改築の機会がなければこのままずっとこの条例には適合しない状態で、そのまま置いておくという方針なのか、それともなるべくもちろん予算の関係もあるのでしょうか、何年までに全部なんていうことは言えないのでしょうか、なるべく適合するように、そういうものについては順次、改築をしていくということなのか、その点に関してもどういうお考えなのかお聞きいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） ただいまの第1点目でございますが、基準に満たしていないものはどのぐらい存在するかということでありますが、何本中、何本ということでは申し上げられませんけれども、10%未満ということでございます。

それから、第2点目の改築するときまでこの基準を満たした改築はしないのかということでございますが、できる限り改築に向けて基準に合致するような改築といいますか、取り進めていきたいなというふうには考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。それで、あえて確認の意味で申し上げるのですが、どの道路については、どの部分がいろいろ基準ありますから、こういう形で満たしていないと、しかしこれについては急ぐ必要がないとか、これについては優先順位は先だとか、そういう調査は全部行っているわけですね。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 基準に満たないものをどれだけ把握しているのかというご質問でございますが、1本1本どういうことで、ここは基準に満たしていないということは、具体的な調査データということとはございませんけれども、日ごろ道路パトロールをしている中で縦断勾配ならここは基準以下だというような把握はしておりますので、今後、この条例も含めてそういったきちとした整備をしたいと考えます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第3、議案第39号 厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第39号 厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。
議案書の2分冊の2の68ページをお開き願います。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、第10条では、道路管理者は特定道路の新設、または改築を行うときは当該道路を移動等円滑化のために必要な道路の構造は主務省令で定める基準を参酌して条例で定めると規定されたことから、このたびの条例の制定に当たっては平成18年国土交通省令第116号の省令である移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を参酌した上で、厚岸町高齢者障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定をするものであります。

この道路移動等円滑化基準は、駅、観光庁、福祉施設などを結ぶ特定道路について歩道の勾配や構造、バス、路面電車、停留場などの整備基準を示したものであります。具体的には、歩道、立体横断施設、乗合自動車停留場、路面電車停留場、自動車駐車場、移動等円滑化のために必要なその他の施設などの基準が規定されております。

厚岸町高齢者障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準設定の内容につきましては、別途、お手元に配付しております基準設定一覧表の議案第39号により説明させていただきます。

それでは、12分の1ページをごらんください。ここでも、基準案とするところに、おわびでございますが、真ん中の表でございますが移動円滑化の道路構造基準等で第4条と書いていますのは、厚岸町高齢者障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の第4条という意味でございます。大変、失礼します。

それでは、12分の1ページをお開き願います。

国の基準として第3条歩道であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路構造とする必要があることから、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第4条有効幅員であります。町条例の第4条でございますが、基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、地域事情や用地的な制約があり、車いすのすれ違いを考慮した標準的な幅員2メートル以上での整備が困難な場合は、厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例第12条第3項の規定等の整合性を図り、歩道の幅員を縮小できるよう独自規定を設けております。

それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、12分の2ページをお開き願います。

第5条舗装であります。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路構造とする必要があることから、国の基準どおりとすることが適切と考えました。ただし、国の道路の移動円滑化整備ガイドラインとの整合性を図るため、高齢者等の杖、車いすのキャスター等が押し込まない溝ぶたを規定しています。

次に、第6条勾配であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路構造とする必要があることから、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、第7条歩道等と車道等の分離であります。町条例の第7条でございます。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、縁石の車道等に対する高さについては、交通量に応じて増減することが適当であり、交通量が少ない生活道路においては15センチメートル未満でも歩行者の安全性は保てるという観点から、15センチメートルを下限値ではなく、標準とするものと独自規定を設けさせていただきました。

それ以外の基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、国の基準どおりとすることが適切と考えております。

次に、12分の3ページをお開き願います。

第8条高さでございます。町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、第9条横断歩道に接続する歩道等の部分でございます。町条例の第9条でございます。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路構造とする必要があることから、国の基準どおりとすることが適切と考えました。ただし、国の道路の移動円滑化整備ガイドラインとの整合性を図るため、高齢者等の杖、車いす等のキャスター等が落ち込まない溝ぶたを規定しております。

次に、12分の3ページから、12分の6ページの間でございます。第10条車両乗り入れ部、町条例第10条でございます。それから、第3章第11条立体横断施設、第12条エレベーター、第13条傾斜路、第14条エスカレーター、第15条通路、第16条階段。第4章第17条高さ、第18条ベンチ及び上屋であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路構造とする必要があることから、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、12分の7ページをお開き願います。第5章路面電車停留場等でございます。第19条条項上、第20条傾斜路の勾配、第21条歩行者の横断のように供する軌道の部分については、

厚岸町には路面電車が存在せず、将来的にも想定しないため規定しないことといたしました。

次に、12分の7ページ下段から、12分の10ページ上段まででございます。第6条、第22条障害者用駐車施設、第23条障害者用停車施設、第24条出入口、第25条通路、第26条エレベーター、第27条停車路、第28条階段、第29条屋根、第30条、第31条、第32条便所であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、12分の11ページをお開き願います。第7章、第33条案内標識、第34条視覚障害者誘導用ブロック、第35条休憩施設、第36条照明施設、第37条防雪施設であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、歩行者の面的利用に配慮した道路構造とする必要があることから、国の基準どおとすることが適切と考えました。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、雑駁な説明であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 まず最初に質問なのですが、第4条有効幅員というのがありますけれども、そこに歩道の有効幅員はとありまして、厚岸町道路の構造の技術的基準を定める条例、第12条3項云々と書いてあるのですが、こういう場合、この条例の後に括弧がついて何年、厚岸町条例第何号というのが入れていなければならないのではないかと思います。これはいかがなものでしょうか。これは本題ではありません。

それから、この条例は町道全てに、経過措置を除いて適用されるものなのか、何か法律のほうやその解説を書いているところを見ますと特定道路というような言葉が出てきて、それ以外の努力義務としては全ての道路というようなのが、これに関する法律の基本的な考え方だというようなことになっているのですが、適用される道路、それはどういうものなのか、この辺について説明をいただきたい。

特定道路というのは、たしか言葉がこういう国のほうの出しているいろいろなものにも出てくるのですが、道路法に特定予算たしか15メートル幅員の以上の道路でなかったかと思うのだけれども、それと同じなのかどうかもちょっと解決読んでも全然わからないのです。それで、ここのところこれは対象となる道路というのはどういうものなのか、これについて説明をいただきたいです。

それから経過措置なのですが、これは恐らく国の法律か何かに書いてあるもののそのままに引き写したのではないかと、その意味でこの厚岸町のほうとして、それを言われても困るよということではないかと思うのですけれども、厚岸町の条例ですのであえて申し上げますが、経過措置の2になりますか、そこに2行目かな、市街地化の状況その他、特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道にかえて云々と、こうなっているのです。

それから、そこで第8条の規定の基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定により基準によらないことができると、こういう言い方しているのです。ちょっと意味が取りかねるのです。当分の間というのは未来永劫と

いう意味ではないですよ。昭和20年代につくられた法律に、当分の間これについてはやらなくてもいいと書いて、今になってもやっていないものがあるという話は聞いたことがあります、それはおかしいのです。だから、当分の間は何年かなんていうことは言いませんけれども、いずれにせよ近い将来にはかえますよというのが当分の間でしょう。

そうすると、かくかくの理由によりやむを得ない場合において、近い将来にはやむを得なくてもやりますよという意味なのですか。ちょっとこれは意味がわからない。

それから、5になるともっと明確になってきますよね。そのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この基準によらなくてもいい、そうすると近い将来には適当でないと認められても、この基準によらなければならないと宣言したということにも受けとられる、この条文の解釈、これについてお答えをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 第1点目の第4条の条例第12条第3項に規定するという文言の整理でございますが、それはお渡ししています正誤表のほうで訂正させていただきまして、申しわけありません。

それから、特定道路とはどういうことかといいますと、建築法規の用語の一つで道路幅員が15メートル以上の道路ということで解釈させていただいて、ここでいうこの道路移動等の円滑化の基準、駅、観光庁、福祉施設などを結ぶという用途に限っているということでございます。特定道路という用語は15メートル以上道路ということでございます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時43分休憩

午前10時45分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） すみません、貴重なお時間をいただきまして。

2点目の適用される道路でございますが、これは先ほど提案理由の説明でも申し上げましたように、駅、官公庁、福祉施設などを結ぶ道路というのが適用されるということで、具体的にどこなのかというと真栄町の1条通だとか、それから「あみか」に行く町道、住の江町通りだとか、そういった部分を結ぶ道路というのが適用される、厚岸町でいえば具体的にそういった道路の部分を使うということでございます。

それから、経過措置の当分の間はこういった意味だろうということでございますが、ここで経過措置でございます。適合されていない場所は今後、その部分については事業家を目

指して改築していくということで当分の間という言葉で、そういう文言で整理させていただきましたが、内容につきましては適合されていない、そういった部分について、そういった改築に対して事業化を目指していきたいという、50年後でなくて、近い将来、なるべく早い時期にそういった目指して改築していきたいという内容でございますので、ご理解いただきたいなと思います。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 どこに適用されて、どこに適用されないのか、福祉施設などがというような言い方をしたのですが、福祉施設とは「あみか」だけなのか。前は小規模産業所と言ったけれども、今は何なのか、自立支援施設、そういうようなものは入らないのか、なかなか限界というのは難しいのではないかと思います。町としては、町道の中のここと、ここと、ここは適用道路であるというのは明確にお持ちだと思っております。

今、うちで持っているのはたくさんあって、とても言い切れないというのであれば後日、資料で出していただければよろしいし、いやいやそうではなくて簡単に言えるというのばあれば、ご説明いただければいいと思います。

それから、いずれにしても町道の中に適用されるものがあるということがわかりましたので、具体的にどこに適用されるのかということです。

それから、あとのほうなのですが、今のご説明に関しては経過措置の2、これについてはよくわかります。やむを得ない場合について3条の規定にかかわらず当分の間、云々というわけですから、なるべく早くちゃんとしたい。よくわかるのです。ところが、5のほうはそうではないのです。適用することが適当でないと認められるときはと書いてあるのです。当分の間、この規定による基準によらないもの、この当分の間なんて要らないのではないですか。

だって、適当でないものに、この規定を適用するのだといたら、これはおかしいですよ。それを努力目標と考えているということになったら、余計おかしいですよ。お答えをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時57分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 大変、貴重なお時間いただきまして、申しわけありません。

1点目の福祉施設等はどういった、あみかだけなのか、いろいろな自立支援施設だとかはどうなのだとということでございますが、その明確に厚岸町ではどういった施設があるのかと

ということでございますが、それは後ほど説明して進めさせていただきたいと思います。

それと、先ほどの経過措置の第5項でございますが、この場合は例で言いますと車道と歩道がありまして、そこの段差で基準的には5センチを標準とするというふうになっていますが、どうしても地形上、民地が相当高さが高くて5センチ以上になってしまうという部分が既存であった場合については、当分の間は基準によらないことができるという整理をさせていただいております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず1点目なのですが、私は例に挙げたので、福祉施設というのは。要するに適用される道路はどこどこかということですから、それを明確にしていただければいいです。

それから、5項に関しての今の答弁は、要するに条文を読み上げただけです。解釈について何も触れていない、適当でないと認められるときは当分の間この規定に基準によらないと書いてあるのです。だから、適当でなくても当分の間という、近い将来、時期が来れば基準によって決まるのかというふうに聞いているのです。適当でなかったら基準によらなければいいのです、基準によることが適当でないのだったら。

それから、2項と読むのですか、こういう場合には。のように、やむを得ない場合においてというのは、やむを得ない状況を早く改善してやりますよという意味で当分の間がついているでしょう、けどもこっちはそうではないでしょう。こういう場合に、この基準によったら適用ではないのだと、だから適用しないのだといっているときに、何で当分の間というのはそこに挟まるのだと聞いているのです。

当分の間というのは時間をあらわしていますから、1年間はと言っているのと、条文上は変わらないですよ、そうですね。当然の間なのだから。だから、ある時間の間は、この規定に、基準によらないのだと言っているから、時間が過ぎたらよりますということの意味しているわけでしょう。ただ、当分の間というのは1年とか、2年とかというふうながちとした時間の決め方ではなくて、近い将来と言っているのと同じですね。だから時間なのです。その時間の刻限が来れば適当でないと認められていても、この基準によりますよということになるのではないかと聞いているのです。それに対して、今のは全然答えていないです。もうちょっときちんと、この条文をどう解釈するのかということについてお聞かせ願いたいのです。

そんなことを言ったら悪いのだけれども、自分で条例をつくるというのはそういうことだよ。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 再度お答えさせていただきます。

第1点目の適用される道路に関しましては、この後、整備させていただきましてお示ししたいと思います。

それから、先ほどからの適当でないと認められときは当分の間、基準によらないことがで

きるといふ文言の整理でございますが、民地だとかの地形の状況によって5センチで施工できていない既存の部分について、その周りの状況が逆に言えば今度は基準を満たすような状況になるまでの間は基準によらないと考えていることで整理させていただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 附則ですから、これがどうこうでもって全体がうまくないとか何とかになる問題ではないのはわかっています。その意味で言っているのですが、これからはどうんこういうことが出てくると思ふのです。今まで国が法律や政省令でもってつくっていたものを厚岸町が独自で制定しなければならなくなるということはたくさん出てくると思ふ。

そのときに、国はこの規定は何なのだろうねと言ひながら、それをそのまま引き写すようなことは許されなくなってくるという意味であえて、小さなことかもしれないが言っているのです。今の答弁では答えになっていないのです。

その5センチだろうが、3センチだろうが、そんなことはいいのです。ここの条文そのものなのです、私が言っているのは。適当でないと認められるときは基準によらないと言っているでしょう、適当になったら基準によるのは当た前です。何しに当分の間なんていうものを入れるのですか、当分の間が入ることによって、適当でない場合でも基準によりますよというふうに読めるのではないですかと言っているのです。だって、時間の封印が解けたらやりますよと言っていることなのです。

これは当分の間は基準によるけれども、その後は基準を変えるのだという書き方ならわかります。そうではないもの。どこまでもこの基準というのは8条の基準ですよ、今はその前のほうの基準ですよ。その基準が適当でないと認められたときは適用しないのだと言っているでしょう、それが当分の間によって、それで時間が過ぎたら変わってしまうのかということをおは聞いているのです。3センチだろうが、5センチだろうが、周りが民地だろうが、町有地だろうが、それによって段差が変わろうが何しようが、そんなことはここには書いていないのです、それを聞いているのです。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時14分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 何度も貴重なお時間をいただきまして、申しわけありません。
この解釈でございますが、附則は経過措置でありまして、本文で何でもない場合については本文で整理していかなければならないと、本文において整備しなければならぬと、それ

が基本原則としてうたっております。

ここで直ちにできない場合、いろいろな事情があつてできない状況の場合について、できる規定を設けております。当分の間というのは、いついつまでと規定できない場合という将来的に5年以内だとか、20年以内だとかという状況でなくて、当分の間というのはいついつまでに規定できない場合ということで、この文言の中に当分の間という文言を入れさせていただきましたという理由からでございます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 この条例なんですけれども、結果的には高齢者だとか障害者の方々が移動するときに安全な道路をきちっと定めますよということが、この目的なんだろうなというふうに理解するのですけれども、厚岸町の町道の歩道の幅員がこうやって決められていますけれども、結果的に既存の道路ありますよね、もう舗装が終わっていたり、歩道もきちんと整備されていたりする道路があるのですけれども、最近、歩道と車道の高低差のない道路があちこちに見られるようになって、縁石だけがちょっと高くなっているという道路もできてきているのですけれども、歩道の幅員が狭いと結果的に歩道から車道にそれぞれの自宅から車が出入りする出入り口を切っているところ、たくさんありますよね。縁石なんかを下げて、車が出入りしやすい勾配をつけているところがあるのですけれども、幅員の広い道路は割とそれが滑らかなんですけれども、狭い道路は結果的にかなりの勾配になっていて、それも車道に向かって勾配がきついのと両側から見ればそれを切り下げているのが意外と強い勾配になって、深くなっているところがあるのです。

そうすると、例えば歩いていくときに、その勾配がきついと、かくんと落ちるというような道路だったり、あるいは車いすの場合は普通は滑らかな勾配であつて、何とか行けるのだけれども、急にかくんとなるというような道路があるのですけれども、そういう道路は今、厚岸町に結構あるような気がするのです。

そのあたりは、この条例との関係でいけばどういうふうになっていくのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えいたします。

今のご質問で、切り下げがある場合で、かなり民地の歩道の部分が狭くて急勾配になったり、段差がきついところをどうするのか、この基準によって整備するのかということでございますが、ここで言っている厚岸町高齢者、障害者等の必要な道路の構造に関する基準の条例では、先ほど来、申し上げているとおり道路移動等円滑化基準の駅、官公庁、福祉などを結ぶ道路の場合の歩道の勾配や構造を示していると、ですからこの規定では今、議員がおっしゃったようないろいろなところの状況全て、そういった基準で規定するということではございません。

ただし、そういった部分についても、当然、段差がきついだとか、いろいろな状況がありますので、そういった部分については敷地の状況だとかも勘案しながら、敷地をもし敷地が

高い、歩道も高くなると、ですから敷地を多少下げてもらって、歩道もそれなりに緩やかになるという状況で改善していくというのが適切かと考えます。

●議長（音喜多議員） 10番。

●谷口議員 わかりました。

ただ、そういう施設の是非だけでは、私はそれもすごい大事なことですけれども、そういうところだけがきちんと整備されるけれども、それ以外のところがなっていないということになると、結果的に福祉、障害者や高齢者に優しい町というふうにはなっていないと思うのです。

ですから、そのあたりはきちっと見ていってほしいし、あるいは改善すべきものは改善をしていただきたいなというふうに思うのです。それでないと施設の用地は絶対つまづいたり転んだりはしないけれども、ほかのところを歩いていたらつまづいたり、転んだり、ひっくり返ったり、車いすが横倒しになったりというようなことでは困ると思うのです。そこらあたり、せっかくやるのであれば、それらも含めてきちんと見ていただきたいなというふうに思うのですが。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 今、議員おっしゃったように、それ以外のところについても当然、そういった基準、緩やかな勾配だとか、段差の少ない状況にしていってほしいと、当然、私どももそういうふうを考えておりますし、そういうふうに改善していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第40号 厚岸町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第40号 厚岸町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書の2分冊の2の80ページをお開き願います。

河川法第13条第2項では、河川管理施設または許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防、その他の主要な物の構造の技術的基準は制令で定める基準を参酌して、当該、河川管理者ある市町村が条例で定めると規定されたことから、このたびの条例の制定に当たっては、昭和51年政令第199号である河川管理施設等構造令の基準を参酌した上で、厚岸町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の制定をするものであります。

この河川管理施設等構造令は、河川を新築、または改築する場合における河川管理上、必要とされる施設の一般的技術的基準を示したものであり、流域や存在する地域、計画高水位流動の外的条件を基礎的条件として、河川に設置する施設の構造の技術的基準を規定しております。

具体的には、ダム、堤防、床止め、堰、水門及び樋門、揚水機場及び取水等、橋、伏せ越しなどが規定されております。

厚岸町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める条例の基準設定の内容につきましては、別途、お手元に配付しております基準設定内容一覧表の議案第40号により説明させていただきます。

それでは、上段から順に説明させていただきますけれども、31分の1ページから31分の11ページに及びます。それでは説明させていただきます。

国の基準としましては、第2章ダムにかかわることでございます。第3条適用の範囲、第4条構造の原則、第5条堤体の非越疏部の高さ、第6条堤体等に作用する荷重の処理、第7条洪水吐き、第8条越疏型洪水吐きの越疏部の幅、第9条減勢工、第10条ゲート等の構造の原則、第11条ゲートに作用する荷重の処理、第12条荷重等の計算方法、第13条計測装置、第14条放流設備、第15条地滑り防止工及び漏水防止工、第16条貯水池に沿って設置する樹林帯であります。

基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川において、ダムは該当しない施設であり、将来的にも想定し得ないため規定しないことが適切と考えました。

次に、第3章堤防でございます。

第17条適用の範囲であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、2級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えます。

次に、第18条構造の原則、第19条材質及び構造であります。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川には高規格堤防が該当しない施設であり、将来的にも想定しがたいため、高規格堤防に関する部分は規定しないとしました。

それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、2級河川と

同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、31分の12ページをお開き願います。

第20条高さであります。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川は1秒間に200トン以上の計画高水流量となることはないことから、それ以上の水量は規定しないことといたしました。それ以外の基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、2級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、第21条天端幅であります。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川は毎秒500トン以上の計画高水流量となることがないことから、それ以上の水量は規定しないことといたしました。それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、2級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとすることが適切と考えました。

次に、31分の13ページをお開き願います。

第22条盛土による堤防の法勾配等でございます。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川には高規格堤防が該当しない施設であり、将来的にも想定しがたいため、高規格堤防に関する部分は規定しないと、それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、2級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、第22条の2、第23条の3、高規格堤防に作用する荷重の処理、荷重等の計算方法であります。基準の設定に当たりましては国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川には高規格堤防が該当しない施設であり、将来的にも想定しがたいため規定しないことが適切と考えました。

次に、31分の14ページから31分の17ページまででございます。

国の基準として、第23条小段、第24条束帯、第25条護岸、第26条水制、第26条の2堤防に沿って設置地する樹林帯、第27条管理用道路、第28条波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置、第29条排水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例、第30条湖沼または高潮区間の堤防の天端幅の特例、第31条天端幅の規定の適用除外等、第32条連続しない工期を定めて段階的に逐条される堤防の特例であります。

基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、2級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、第4章床どめでございます。31分の17ページから31分の18ページまででございます。

第33条構造の原則、第34条護床工及び高水敷保護工、第35条護岸、第35条の2、魚道であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討してきた結果、2級河川と同水準の安全度が確保されるよう国の基準どおりとするのが適切と考えます。

次に、31分の18ページ、第5章、堰でございます。

第36条構造の原則、第37条流下断面との関係であります。堰とは、堰どめによって水位を上げることによって、上流側に水を貯留したり、用水路などへの取水を容易にしたり、計画的な分流を行ったり、また下流側からの海水の逆流を防止して塩害を防ぐなどの役割を持っているというのが堰でございます。

町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たりましては、２級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準とするのが適切と考えました。

次に、31分の20ページをお開き願います。

第38条可動堰の可動部の径間長、第39条可動堰の可動部の径間長の特例でございます。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川毎秒500トン以上の計画高水位流量となることがないことから、それ以上の水流は規定しないことといたします。それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、２級河川と同水準の安全度が図られるよう確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、31分の20ページから31分の22ページまででございます。

第40条可動堰の可動部のゲートの構造、第41条可動堰の可動部のゲートの高さ、第42条可動堰の可動部の引き上げ式ゲートの高さの特例、第43条、第44条管理施設、第45条洪水を分流させる堰に関する特例でございます。

町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たりましては、２級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、第６章水門及び樋門、水門とは橋のように堤防の両側にわたって設けられることが多く、規模の大きな施設であります。樋門とは、用水の取水や内水の排除を目的とし、水門との大きな違いは樋門機関は堤防の中に本体が埋設されているものを樋門と言います。

第46条構造の原則であります。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川には高規格堤防が該当しない施設であり、将来的にも想定しがたいため、高規格堤防に関する部分は規定しないことといたしました。それ以外の基準の設定に当たりましては、２級河川と同水準の安全度が確保されるよう、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、第47条構造であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、31分の22ページでございます。第48条断面形であります。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川には船が通行することがないことから、船に関する部分は規定しないことといたしました。それ以外の基準に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、第49条河川を横断して設ける水門の径間長と第50条のゲート等の構造であります。こちらにつきましても、町といたしましては国の基準どおりといたしました。

次に、31分の23ページでございます。第51条水門のゲートの高さ等であります。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川には高潮区域に関する部分は規定しないことといたしました。それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、国の基準どおりとするのが適切と考えます。

次に、31分の23ページから31分の24ページまででございます。第52条管理施設等、第53条護床工等であります。町といたしましては、国の基準どおりといたしました。

次に、第７章、ページで言いますと31分の24ページから31分の25ページまでであります。第７章揚水機場、排水機場及び取水塔、第54条揚水機場、排水機場の構造の原則、第55条排水機場の吐き出し水槽等、第56条流下物排除施設、第57条樋門、第58条取水塔の構造、第59条護床工等であります。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸

町の準用河川において揚水機場、排水機場及び取水塔は該当しない施設であり、将来的にも想定しがたいため、規定しないことが適切と考えました。

次に、31分の25ページでございます。第8章橋、第60条河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則、第61条橋台であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たりましては、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、31分の25ページから31分の27ページでございます。第62条橋脚、第63条径間長であります。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川において、橋脚を設置する橋は河川幅員から将来的にも想定しがたいため規定しないこと適切と考えました。

次に、31分の27ページから31分の28ページでございます。第64条桁下高等、第65条護岸等、第66条管理用通路の構造の保全、第67条適用除外であります。町といたしましては、国の基準どおりといたしました。

次に、第9章伏せ越し、31分の29ページをお開き願います。伏せ越しとは、川と川が交差する支点に設けられる施設、つまり川の下を潜って横断する水路等のことでございます。

第68条適用の範囲、第69条構造の原則、第70条構造、第71条ゲート等、第72条深さであります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たりましては、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、31分の29ページ、第10条雑則でございます。第73条適用除外であります。町といたしましては、国の基準どおりと考えました。

次に、31分の30ページ、第74条計画高水流量等の決定、または変更があった場合の適用の特例であります。基準の設定に当たっては、国の基準を参酌して検討した結果、厚岸町の準用河川には高潮に関する部分は規定しないことといたします。それ以外の基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

次に、第76条消火栓の特例であります。町といたしましては、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たりましては、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でありましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第41号 厚岸町営住宅等整備の基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第41号 厚岸町営住宅等整備の基準に関する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書の2分冊の2の92ページをお開き願います。

公営住宅法第5条第1項では、公営住宅の整備は国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定める整備基金に従い行わなければならないと規定されたことから、このたびの条例の制定に当たっては平成10年建設省令第8号の公営住宅等整備基準で定める基準を参酌した上で、厚岸町営住宅等整備の基準に関する条例を制定するものであります。

厚岸町営住宅等整備の基準に関する条例、基準設定の内容につきましては、別途お手元に配付しております基準設定内容一覧表の議案第41号により説明させていただきます。

5分の1ページをお開き願います。

国の基準といたしまして、第2条健全な地域社会の形成であります。公営住宅等は、その周辺の地域を含めて健全な地域社会の形成に資するうに考慮して整備しなければならないとされております。町としては、国の基準といたします。ただし、公営住宅とあるのを町営住宅に改めます。

基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌した結果、的確な居住環境の確保や一定の性能の確保を図る上で国の基準と同様とすることが適切と考えました。

次に、第3条良好な居住環境の確保であります。こちらにつきましても、国の基準どおりといたします。ただし、こちらにつきましても公営住宅とあるのを町営住宅に改めます。

基準の設定に当たりましては、先ほど同様、的確な居住環境の確保や一定の性能の確保を図る上で国の基準と同様とすることが適切と考えました。

次に、第4条費用の縮減の配慮であります。公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、企画化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び位置管理に要する費用の縮減に配慮しなければならないとされております。

町といたしましても、国の基準といたします。ただし、ここでも公営住宅とあるのを町営住宅に改めます。

次に、5分の2ページをお開き願います。

位置の選定であります。公営住宅等の敷地の位置は、災害の発生の恐れが多い土地及び公害等に居住環境が著しく阻害される恐れがある土地をできる限り避け、かつ通勤、通学の日用品の購買、その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならないとされております。

町といたしましても、国の基準どおりといたします。ただし、ここでも公営住宅とあるのを町営住宅に改めます。

次に、第6条敷地の安全等であります。敷地が軟弱な地盤の土地、崖崩れ、または出水の恐れがある土地、その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等、安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2項としまして、敷地には雨水及び汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設が設けられていなければならないとされております。

町といたしましても、国の基準どおりといたします。ただし、ここでも公営住宅等とあるのを町営住宅に改めます。

次に、5分の3ページをお開き願います。

第7条住戸等の基準であります。町といたしましても、国の基準どおりといたします。

次に、第8条住宅の基準であります。住宅には、防火避難及び防犯のための適切な処置が講じられていなければならない。

第2項住宅には外壁、窓等を通しての熱の損傷の防止、その他の住宅にかかるエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

第3項住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

第4項住宅の構造耐力上、主要な部分及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならないとされております。

町といたしましても、国の基準どおりといたします。基準の設定に当たっての考え方として、町の実情等に照らし、国の基準を参酌した結果、町独自での加減は過剰な設備投資につながることで、減ずることにより一定の性能は確保されがたいことから、的確な居住環境の確保を図る上で、国の基準と同様とすることが適切と考えました。

次に、第9条住戸の基準であります。こちらにつきましても、国の基準どおりと考えます。

次に、第10条住戸内の各部であります。こちらにおきましても、国の基準どおりと考えました。ただし公営住宅とあるのを町営住宅に改めます。

次に、5分の4ページ、第11条共用部分でございます。共用部分につきましても、町といたしましては国の基準どおりといたします。

基準の設定に当たりましては、的確な居住環境の確保を図る上で国の基準と同様とすることが適切と考えました。

第12条附帯施設であります。この附帯施設につきましても、基準の設定に当たっての考え方として町の実情に照らし合わせ、的確な居住環境の確保を図る上で国の基準と同様とすることが適切と考えました。

次に、5分の4ページでございます。第13条児童遊園でございます。こちらにつきましても、町といたしましては国の基準どおりといたします。

次に、第14条集会場でございます。こちらにつきましても、町といたしましては国の基準どおりと考えました。

第15条広場及び緑地であります。こちらにつきましても、町といたしましては国の基準どおりと考えます。

最後となりますが、5分の5ページをお開き願います。

第16条通路であります。町といたしましても、国の基準どおりと考えました。基準の設定に当たっての考え方として参酌した結果、的確な居住環境の確保、一定の性能の確保を図る上で国の基準と同様とすることが適切と考えました。

附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第42号 厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（高谷建設課長） ただいま上程いただきました、議案第42号 厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。

議案書の2分冊の2の96ページをお開き願います。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条では、公園管理者は特定公園施設の新設、または改築を行うときは、当該、特定公園施設を移動等円滑化のために必要な公園施設の構造は新省令で定める基準を参酌して、条例で定めると規定されたことから、このたびの条例の制定に当たっては平成18年道路交通省令第115号の省令である移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を参酌した上で、厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定をするものであります。

この都市公園移動等円滑化基準は、不特定かつ多数の者が利用する都市公園において、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する必要がある、利用者は園路、その他の個々の公園施設を利用することから、公園施設のうち、移動円滑化が必要なものについて整備基

準を示したものでございます。

具体的には園路及び広場、屋根つき広場、休憩所及び管理事務所、野外陸上及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場、掲示板及び標識などの基準が規定されております。

厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準設計の内容につきまして、別途お手元に配付しております基準設定内容一覧表の議案第42号により説明させていただきます。

また、訂正でございますが、これも条例案、真ん中の表の中で括弧書きで移動円滑化の公園施設設置基準条例第2条、第3条と書いておりますけれども、この部分も正式には厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例ということで訂正させていただきたいと思っております。申しわけありません。

それでは、7分の1ページから説明いたします。

国の基準として、第2条一時使用目的の特定公園施設でございますが、町といたしましては国の基準どおりと考えました。

次に、7分の1から7分の3ページ、第3条園路及び広場でございます。基準の設定に当たりましては、この国の基準を参酌して検討した結果、全ての利用者にとって利用しやすい施設の整備に配慮した基準とする必要があることから、国の基準どおりとするのが適切と考えましたが、出入り口の幅につきましては国の基準では120センチメートル以上とすることとされておりますが、町といたしましては北海道及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインとの整合を図るため、出入り口の幅を120センチメートル以上から180センチメートル以上とする独自規定を設けております。

次に、第4条屋根つき広場であります。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、全ての利用者にとって利用しやすい施設の整備に配慮した基準とする必要があることから、国の基準どおりとするのが適切と考えました。

ただし、出入り口の幅について、国の基準では地形の状況、その他特別の理由により、やむを得ない場合は80センチメートルとすることができるとされておりますが、町といたしましては北海道及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン等の整合を図るため、90センチメートル以上とする独自規定を設けました。

次に、7分の3ページから7分の4ページでございますが、第5条休憩所及び管理事務所でございます。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、全ての利用者にとって利用しやすい施設の整備に配慮した基準とする必要があることから、国の基準どおりとするのが適切と考えましたが、ただし出入り口の幅について国の基準では地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合は80センチメートル以上、またその幅について80センチメートル以上とされておりますが、町といたしましては北海道及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインとの整合を図るため、90センチメートル以上とする独自規定を設けさせていただきました。

次に、7分の4から7分の5ページでございます。第6条野外劇場及び野外音楽堂でございます。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、国の基準どおりとするのが適切と考えました。ただし、通路の幅につきましては国の基準では地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障

のないものとした上で80センチメートル以上とすることができるとされておりますが、町といたしましては北海道及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインとの整合を図るため、90センチメートル以上とする独自規定を設けさせていただきました。

次に、第7条駐車場でございます。町といたしましては、国の基準どおりといたします。

次に、7分の5ページから7分の6ページでございます。第8条、第9条、第10条便所でございます。基準の設定に当たりましては、国の基準を参酌して検討した結果、国の基準どおりとするのが適切と考えましたが、第9条の出入り口の幅につきましては、先ほど同様、国の基準が80センチメートルとするところを、町といたしましては北海道及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインとの整合を図るため、90センチメートル以上とする独自規定を設けさせていただきました。

7分の6ページから7分の7ページでございますが、第11条水飲み場及び手洗い場、第12条、第13条掲示板及び標識でございます。町といたしましては、国の基準どおりとさせていただきます。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番。

●室崎議員 この条例の適用される移動等の円滑化のために必要な特定公園施設というのは、厚岸町では何カ所あって、どこと、どこなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

このまま昼食のため休憩します。

答弁は、再開の13時からいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

建設課長の答弁から始めます。

建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） 答弁させていただきます。

まず1点目で都市公園、特定公園とはどういったものをいうかということでございますが、都市公園に位置づけされたものであります。都市公園は、厚岸町でいえば街区公園、近隣公園、運動公園、特殊公園、街区公園、それから総合公園という位置づけでございます。

街区公園としましては、港町1号公園、奔渡公園等8カ所、近隣公園とすれば住の江丘陵

公園の1カ所、運動公園とすれば宮園公園1カ所、特殊公園といたしましては厚岸霊園、それから街区公園としましては宮園1号遊園地から白浜団地の公園と4カ所ございまして、総合公園として子野日公園が該当になります。全体では16の公園が特定公園という位置づけになります。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 それで、今までは国がつくっていた基準だったと、それとも平成18年に確かな法律ができていないのかなと、今、お聞きした16の公園のほとんどは平成18年以前につくられていると思います。

この今現在、条例ですね。今、示している条例、どうなのでしょう、この18の公園の中にいろいろな施設もありますよね、そういうようなのも適合しているというふうに考えていいのでしょうか、それとも適合していないものがほとんどというふうに考えたほうがいいのでしょうか。

その場合に、この後どういうふうにしていくのか、それから既存のものは適合していかなくても、この条例に違反するものではないということなのでしょうか。そのあたりを教えてください。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） この16の公園の施設でトイレだとか、それから広場だとか休憩所、駐車場それぞれの公園にございます。何もない公園もございますが、適合していないのは、かなりの相当数適合していないという物件でございます。

この法律ができたのが18年ございまして、改正が23年されております。各施設とも、建設年度が昭和48年から昭和53年、それから一番新しいものでも住の江丘陵公園の平成8年の設置でございまして、幅だとか、トイレだとか、そういったところの開口部につきましては、ただし書きで80センチとすることができる。それを町の条例では90センチにしたいということでございましたけれども、建築物につきましては、話はちょっと戻りますけれども、平成6年に高齢者、身体障害者が利用できる特定建築物のハートビル法が制定され、それから交通バリアフリー法も平成12年に制定されて、それが合算してハートビル法と交通バリアフリーが統合して、この高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律ができました。

それぞれ平成6年、平成12年以降につきましては、そのハートビル法、交通バリアフリーにのっとって建築物、その他、そういった開口部なり、当然、その基準以上に使われていますけれども、今、言いましたとおり昭和48年、昭和45年から平成8年までにつくられている物件でございまして、そのほとんどがそういった適用にはなっていない部分が多いということでございます。

それと、適合していないのはほとんどだけれども、少なくともいいのかということでございますが、あくまでもこれから新築、それから改築する部分について適用していきたいと、当然、適用しなければならないというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず、きちんと調査をしていただきたいと思います。建物だけでなく、こういう施設全部でしょう、このところに出てくるものは、それで設計図があるから、それを見ればわかるのではないかと素人は思うけれども、そうでもないと思うので、まずは調査をしていただきたいと思います。

そして、やはり優先順位いろいろあると思いますから、それを含めて年次計画を立てて直していくということも、せっかく条例をつくっておいて、今までのものについては我関せずだよということにはならないと思うのです。

そのあたりの計画をなるべく早くつくって、議会にも示していただきたいと思います、そのようにと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷建設課長） お答えをさせていただきます。

当然、昭和48年、それから平成8年ぐらいまでの施設でございまして、適合していないものがほとんどでありますということで、先ほどの答弁をいただきましたけれども、これからの時代、新しいものをすぐつくれるという時代ではありませんと私は考えています。

当然、今ある施設をいかにリフォームなりリニューアルなり、イノベーションして改築していくかということが主流になっていくかと思います。

そういった意味でも、議員おっしゃられるように今のものをきちっと調査して、それをやはり改善していく、改修していくということが求められることかなと考えますので、その際、できるだけ早く調査をいたしまして、期限につきましてはいついつまでとは今申し上げられませんけれども、できるだけ早く調査を済ませて、優先順位なり、改善方法なりを考えていきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） よろしゅうございますか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第43号 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び企画基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

- 水道課長（常谷課長） ただいま上程いただきました、議案第43号 厚岸町水道事業等布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道事業管理者の資格基準を定める条例について、提案理由とその内容について説明申し上げます。

議案書104ページからでございます。

今回の条例案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、水道法の一部が改正され、これまで水道法施行令及び水道法施行規則で定められていた布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について、条例で定めることとされたため、厚岸町水道事業及び厚岸町簡易水道事業並びに厚岸町農業用水路事業における基準等を定める法案を提出するものであります。

基準設定に当たっての考え方などにつきましては、別冊の基準設定内容一覧表をあわせてごらんいただきたいと思います。

なお、農業用水道事業につきましては、水道法の規定は適用されませんが、水道法の趣旨にかんがみ簡易水道事業と同様の取り扱いが必要であることから、本条例で規定することとしたものでございます。

それでは、議案に沿って条例案の内容について説明申し上げます。

第1条は、条例の制定の趣旨についての規定であります。この条例は、厚岸町の水道事業及び簡易水道事業並びに農業用水道事業における布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めるものとするものでございます。

第2条布設工事監督者を配置する工事についての規定でございます。水道の布設工事は、国の基準と同水準の施工が必要であり、清浄にして、豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善等に寄与するという水道法の趣旨にかんがみ、国の基準どおり水道施設の新設工事または次の2号に掲げる造設もしくは改造工事とするものでございます。

第1号は、1日最大給水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更にかかる工事とするものでございます。

第2号は、沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備または配水池の新設、造設または大規模の改造にかかる工事とするものでございます。

第3条は、第2条の工事の監督を行う者の資格基準について規定するものでございます。

第2条に規定する布設工事の監督業務を行う者については、一定の能力を有する技術者を配置することが適切であり、水道法施行令第4条及び水道法施行規則第9条、基準設定一覧表4分の2ページ左側がその国の基準でございますが、これを参酌した結果、現行の布設工事監督者の資格基準を維持することが必要であると判断いたしまして、国

の基準どおり、第1項第1号から第8号に履修課程と水道に関する技術上の実務に従事した必要経験年数について規定するものでございます。

第1号は、学校教育法による短期大学を除く大学の土木工学科、もしくはこれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、または旧大学令による大学において、土木工学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する事実上の実務に従事した経験を有するものとするものでございます。

第2号は、学校教育法による大学の土木工学科、またはこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第3号は、学校教育法による短期大学、もしくは高等専門学校、または旧専門学校令による専門学校において土木科、またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第4号は、学校教育法による高等学校、もしくは中等教育学校、または旧中学校令による中等学校において土木科、またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第5号は、第1号、または第2号に規定する卒業生であって、学校教育法による大学院研究会において、1年以上、衛生工学、もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学、もしくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては2年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第6号は、外国の学校において第1号、もしくは第2号に規定する課程及び学科目または第3号、もしくは第4号に規定する課程に相当する課程、または学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第7号は、技術士法第4条第1項の規定により、第2次試験のうち、選択科目として上水道及び工業用水道、または水道環境を選択し、上下水道部門に合格した者であって、1年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第8号は、10年以上、水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第2項は、簡易水道事業及び農業用水道事業の布設工事の監督業務を行う場合は、第1項第1号から第8号に規定する必要経験年数をそれぞれ2分の1の期間に読みかえる規定でございます。

第4条は、水道技術管理者の資格について規定するものでございます。水道施設の清浄な機能を保持するためには、一定の能力を有する技術者を配置することが適切であり、水道法施行令第6条及び同法施行規則第14条、これは基準設定一覧表4分の3ページ左側でございます。これを参酌した結果、現行の水道技術管理者の資格基準を維持することが必要であると判断し、国の基準どおり規定するものでございます。

第1項第1号は、前条の規定により簡易水道事業及び農業用水道事業の水道の布設工事監督者たる資格を有する者とするものでございます。

第2号から第5号は、履修課程と水道に関する技術上の実務に従事した必要経験年数について規定するものでございます。

第2号は、前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学、もしくは薬学に関する学科目、またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第3号は、前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものであります。

第4号は、外国の学校において第2号に規定する学科目、または前号に規定する学科目に相当する学科目をそれぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものであります。

第5号は、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とするものでございます。

第6号は、厚生労働大臣が登録を受けた者が行う水道に関する水道の管理に関する更新の過程を終了した者とするものでございます。

第2項は、簡易水道事業及び農業用水道事業の技術管理者については、第1項第1号から第5号に規定する必要経験年数をそれぞれ2分の1の期間に読みかえる規定でございます。

第5条は、委任に関する規定でございます。

附則でございます。この条例は、平成25年4月1日から施工するものでございます。

以上で、議案第43号厚岸町水道事業当布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例についての説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でありましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 昨日の議案第何号かでも出た話の繰り返しになるのですが、まず布設工事監督者というのは、具体的にどんな仕事をするのですか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 水道法に基づいて定められておりまして、水道施設の工事の技術的な監督業務、ですから工事の監督、いわゆる施工の監督者という書類上、そこに名前が入る者でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 今の話はちょっと解せないです。書類の上では監督者という名前が入っているけれども、監督者ってどんな仕事をするのだといったら、仕事の内容については一切説明がなくて、書類のこのところに書いている人を言うのだと。そうしたらあれですか、名前かしてさえあればいいのですか、そうはならないでしょう。

それから、建物、要するに机に向かって出てきた書類を見てオーケーといって、はんを押せばいいだけでもないと思うのです。やはり、この工事をやっている現場で、きちんと仕様どおりに行われていたかどうか、私は専門家ではないから詳しいことはわかりませんが、いろいろなところで、いろいろな土木工事のことでのニュースなんかを見ますと、ちゃんとボルトがきちんと入っていたかと、コンクリートがそこでもって指定された質の物が使っていたかと、水道とトンネルでは違うけれども、今はそういうようなニュースでそういうことが一つ一つ今は言われています。監督者はそういうところを見なければならぬわけでしょう。

そうすると、書類の上だけでオーケーっていう仕事ではないのではないかなと思うのです。その点まずお答えいただきたい。

それから次に、旧大学令というのがありまして、旧大学令による大学においてその課程を修めて卒業した者というわけでしょう。そうすると、4年制の大学を出れば大学令のときは15、6で全部終わったわけではないと思うのです。やはり今と大差ない年だと思うのです。

そうすると、例えばこれは昭和22年から学校教育法になっていますから、そのころに旧大学令によって卒業するという事になったとする、昭和22年に22で卒業した人は今は幾つですか。そういう人に、この布設工事の監督者の業務は十分できるというふうにお考えでこの規定を入れたのですか、そのあたりをもう少し具体的に説明をしてください。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） まず1点目、大変、答えが不足しておりまして申しわけございませんでした。

議員おっしゃるとおり、紙の上ではなくて実際に現場の監督として施工状況、仕様どおり行われているか適宜に現場で立ち合って工事の見定めを行うというのが監督業務でございます。

それと、旧大学令に関する定めでございますが、これは議案第33号でもそのご議論が

ありました。これは、第33号と整合性を図る上で同様の考えで可能性としては皆無ではないものを残させていただいたということで、先日の議論と同様に今後、来るべきときにはやはり33号と同様に見直しが必要であろうかと考えております。

●議長（音喜多議員） ほかにございませんか。

6番、堀議員。

●堀議員 ここで資格者の資格基準の定めですけれども、私ちょっと前後の法令とか条例関係、今承知していないのであれなのですけれども、例えば水道工事を初めやる時にいちいちこれらの基準に合致する資格等、全て列記したもの、どこかの確認というものをいちいちこれらを全て確認するのか、それとも例えばこういう資格者証なりを発行することによって、それにかえるのかとか、むしろそちらのほうが業務上はずっと簡単なのかなと、毎回毎回、工事のたびの監督者に対して、いやいやこの人の従事年数は何年だとかというものを常に常に管理監督してというよりも、資格者証なりの発行というものがあつたほうがいいのではないのかなと、この条例だけを見たら思うのですが、前後であれば大変、申しわけないのですけれども、それについてはどのようにお考えなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 監督者につきましては水道法の第12条で、この水道の布設工事にあつてはみずから施工し、または他人に施工する場合において、その職員を指名し、または第3者に委嘱して、その工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせるということでございまして、もっぱら現状におきましては町の職員が工事の監督者ということでございますので、いちいちその工事ごとに誰かに頼む、その頼んだ人間、つまり委嘱と出てきまたけれども、これの資格を確認するということは行っておりません。発注者において職員を指名して、工事を行っております。

ちなみに、現在、水道課では2名が該当しております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、常にその監督者たり得る者が水道課の中にいるのだという人事配置が常にされるのだというふうに理解すればいいのでしょうか。どうしてもいないときには、例えば他に委嘱をすとか、第3者に委嘱をすとかという場合だってあると思うのです。

そういうような場合でなくて、常に厚岸町の水道課としては、これらの経験年数とかも備えた人間が常にいるのだということを確約できるというふうに理解していいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 現状は職員で足りておりますが、今後、職員採用に当たっては、我々としては人事部門にそのような計画的な採用というのは、これは当然、お願いしていくことになりますが、万が一そういった資格者が不足した場合はおっしゃるとおり、別な方を委嘱するということになります。

その際には、これら基準の資格について学校の卒業証明書というのですか、資格証明書、学校の履修履歴等署名書類を持って確認行為を行って委嘱するということになるのかと思います。

- 議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

- 堀議員 わかりました。

ただ、やはり証明を願う、委嘱を受けたほうにしても常に卒業履歴とか、そういう証明とかを常に持っているとかというような形にもなります、職員もそうでしょうけれども、職歴なども、例えば水道に行ったけれども、どこかに動いて、また水道に戻ってきたとか、そういうようなものをやはり一元にやっていくにはやはり何か資格者証なりがやったほうが手っ取り早いのではないのかというふうに私は思ったものですから、ただ常にこれについては。

ただ、そこで思うのが、では1人の人間が全ての工事、10本も20本もの工事の監督をできるのかということにも思いが飛んでしまうのですけれども、これらの工事監督員というものについては、監督できる業務数の上限というのはあるのか、ないのかを最後に教えていただきましたと思います。

- 議長（音喜多議員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 監督者の従事する工事数というの定めはございません。

しかし、物理的に1人で何十本もということは物理的に不可能でありますし、一度にその工事を発注するという、その発注の調整も可能でありますので、工事の調整と、それから資格者を今後、ふやしていくといいますか、そういった計画的な人材育成というのは当然、今後、必要になってくると思います。

- 議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第8、議案第44号 厚岸町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） ただいま上程いただきました、議案第44号 厚岸町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

平成24年法律第31号新型インフルエンザ等対策特別措置法が同年5月11日に公布されました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、体制整備として行動計画等の作成、国、地方自治体の対策本部の設置について定めるとともに、発生の際の措置として災害発生時の水際対策、一般国民に先行してワクチン接種する仕組みである特定接種、住民に対する予防接種、外出自粛要請、工業場等の施設使用制限、医療提供体制の確保等について定められ、国民の生命及び健康を保護し並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としています。

このたびの条例制定に当たりましては、法律第34条では第32条の規定により政府対策本部長からに新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は市町村行動計画で定めるところにより、直ちに市町村対策本部を設置しなければならないことが、また第35条では当該市町村対策本部の組織に関する事項が、さらに第37条では第26条の規定を準用する読みかえ規定により市町村対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めることが規定されているものであります。

なお、この法律に基づく厚岸町行動計画は、法律施行後に作成される政府行動計画に基づく北海道行動計画を踏まえ速やかに作成していくものであります。

ここで議案第44号説明資料、新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例をごらんいただきたいと思います。

対策本部の設置の流れをご説明いたします。

1 ページをごらん願います。新型インフルエンザ発生の第一段階は、海外で発生し、病原性が不明な段階で政府対策本部が設置され、第2段階では国内で発生し、病原性も明らかになってくる段階で病原性等が強い恐れがある場合に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされます。

2 ページをお開き願います。左上は政府対策本部の設置、その右に都道府県対策本部の設置の段階で市町村は任意に対策本部を設置することがあります。

中段の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が国からされたときは、必ず市町村対策本部の設置を行うこととなり、市町村では予防接種の実施を行います。

3 ページは、新型インフルエンザ等対策の実施にかかる体制についてで、市町村対策本部の組織は法律第35条において、市町村対策本部の長は市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

第2項では、市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

第1号、副市町村長、第2号、市町村教育委員会の教育長、第3号、当該市町村の区域を管轄する消防長、またはその指名する消防吏員、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長とされております。第4号では、前3号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者。

第3項、市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから市町村長が指名する。

第4項、市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員、その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができると規定されています。

議案書、108ページにお戻り願います。

厚岸町新型インフルエンザ等対策本部条例。

第1条は、目的です。

第2条第1項は、本部長の役割、同条第2項は副本部長の役割、同条第3項は本部員の役割、同条第4項は対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができること、同条第5項は第4項で規定する必要な職員は町職員のうちから、町長が任命する規定です。

第3条は、対策本部の会議に関する規定です。

第4条は、対策本部に部を置くことができる規定です。

なお、本部長、本部員及び部につきましては、法律施行後に作成される政府行動計画に基づく北海道行動計画を踏まえて作成する厚岸町行動計画を考慮し、速やかに訓令をもって規定することを予定しているところでございます。

第5条は、雑則です。

附則、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものでございます。

なお、法律の施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日からとされており、政令の公布は本年の春までの間と予定されているところです。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 まずこの条例、厚岸町新型インフルエンザ等というふうに記載されているのですけれども、その新型インフルエンザ等、「等」がついていますよね、この「等」とい

うのはインフルエンザは鳥インフルエンザなのかなというふうに理解しているのですけれども、さらに「等」がついているということはどういう種類があるのかなと、この鳥インフルエンザ以外にも、まだまだたくさんあるのかどうなのか、この辺の実態を教えてくださいなと思います。

さらには先ほど来、今回の本部を設定する条例の制定なのですけれども、平成24年国の法律に基づいて今回、厚岸町もその対策本部を設立するよと、その趣旨については行動計画に基づいてとなると、いずれ厚岸町もその行動計画みたいものを策定をする時期が来るのだらうなというふうに理解をさせていただきました。

もちろん、町がそういうものを策定する場合には、道のほうの条例を参考にして国がある程度、行動計画、まだ先ほどの説明ではされていないのですよね、これからということですから、当然、道のほうもそういうものに基づいて町におりてくるのだらうと、そういう理解をしているのですけれども、この辺についてもう少し詳しくお願いをしたいなと。

スケジュールというのですか、今後の。もし、厚岸町もいずれそういう行動計画というものが策定しなければならない時期が来ると思うのです、そういうものに基づいて、そうしましたら当然、議会のほうにもきちっと周知をしていただきたいなと存じます。

それから3点目なのですけれども、もし対策本部が設置されました場合、この条例も読ませていただいたのですけれども、厚岸町が自主的な行動、予防接種、広報活動なんかあるのでしょうかけれども、もう少し具体的に行動計画というものを説明していただきたいなと思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（松見課長） 1点目の「等」の内容についてでございますけれども、現在、国が想定しているのは、まず初めに抗病原性鳥インフルエンザが変異をして人から人に感染するようになった場合、そういったことから新型インフルエンザというふうにまず名前がついているということ、それから「等」でございますけれども、これはインフルエンザにとらわれず、現在、地球上で未確認の感染症、これを国では新感染症というふうに呼ばれておりますけれども、まだ経験したことのないそういったウイルス、感染症への対応ということで一つ、二つではないということから「等」がついていることでございます。

次に、行動計画の策定の時期、厚岸町ではいつごろになるかと考えておりますのは、ちょうど3日ほど前に国のほうから、国のスケジュールが寄せられました。それで、国のほうでは6月には政府行動計画を都道府県のほうにお届けするということでもあります。都道府県は、それを受けて日数がどのぐらいかかるのかまだ聞いておりませんけれども、都道府県を受けて、都道府県から市町村に来た段階を考えますと、最短でも6、7、8、9月ごろになるのかなというふうに思っております。

なお、この行動計画はそれぞれ市町村が策定するものでありますけれども、この感染症、非常に広域的な対策が必要となるものでありますから、その大まかなところは北海道の計画に準じた形になるのではないかなというふうに聞いているところでありますが、

その自主的行動がどこまでその行動計画の中に入る込むかという部分については、まだ検討してございませんし、あらかじめ予想はできるのが通常の普及啓発ですね、そういった予防に関する普及啓発だとか、そういうことが自主的な行動になるのかなと、それから施設の使用自粛だとか、そういったものが全て上のほうから要請されて市町村が実施することになる関係上、自主的な行動と言える部分がどういう範疇に及ぶのかについては、今のところまだご説明する内容は持っていないということでご了承いただきたいと思います。

答弁漏れがございました、行動計画の内容、策定次第、議会のほうへお示しをさせていただきますと存じます。よろしくお願いします。

- 議長（音喜多議員） よろしいですか。
ほかございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第9、議案第45号厚岸町災害対策基本条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第45号 厚岸町災害対策基本条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

この条例は、4章3節30条からなる条例としております。条例の構成は、初めに前文を置き、次からが本文で、第1章を総則として第1条から第4条まで、第2章を自助として第5条と第6条、第3章共助として第7条から第10条まで、第4章を公助として第1節が基本方針で第11条から第13条まで、第2節が協働による災害対策の推進として第14条から第21条まで、第3節が災害に強いまちづくりの推進として第22条から第30条までとし、最後に附則としている構成でございます。

本条例の制定理由についてご説明申し上げます。

前文に記載をされております、自然は私たちの暮らしに多大な恵みをもたらす一方、時として人知を超えた猛威を振るい、人々の生活に甚大な被害をもたらしてきました。平成23年

3月11日、戦後最悪の大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震と、それに伴う大津波が発生し、四面環海の日本において向上をもたらし、憩いを与えてくれる美しい海とともに暮らし、豊かな伝統や文化を育み、紡いできた地域が壊滅的な被害を受け数多くの人々の尊い命や暮らしを一瞬にして奪い去りました。私たちは、この惨禍をしっかりと受けとめ、風化させることなく次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

また、平成24年6月に北海道は平成17年公表した500年間隔地震の切迫性が高まっている中で、北海道太平洋沿岸部における津波浸水予測図を改訂し、地震の規模、津波の高さ、浸水域ともにこれまでの想定をはるかに超えた東日本大震災に匹敵する想定を公表しました。

さらに近年、国内では台風やゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨が発生し、甚大な被害をもたらしております。人は、自然災害の発生を予測し防ぐことはできません。しかし、私たちは英知を集め、効果的な対策を講じることにより被害を最小限に食い止めることは可能であります。

そのためには、町はもちろんのこと、町民一人一人が、また事業者それぞれがみずからの力でみずからを災害から守るためにともに力を合わせて全力で取り組むことが必要不可欠であります。いつか必ずやってくる大規模災害に備え、町民、事業者及び町が適切な役割分担のもと自助、共助、公助が相互に連携しあった災害に強い町民が安全で安心して暮らすことができる町の実現を目指し、この条例を制定しようとするものであります。

この条例の位置づけにつきましては、上位法として防災や災害対策の基本的事項を定める災害対策基本法がありますが、この法律は第1条の目的に規定されているとおり、国を始めとする行政の公助中心で、住民の自助や地域における共助については限定的な内容となっており、法制としては公助に自助と共助がプラスされたものとなっております。

また、平成21年4月1日に施行された北海道防災対策基本条例は、自助、共助、公助がうたわれているものの、その中で市町村の責務、役割が明確な規定がされておられません。

このことから、本町の条例は町の地域特性などを踏まえた自助、共助、公助の責務や役割を明確化し、各主体が相互に連携、協働し、一体となって総合的な災害対策を推進するための基本的な事項を定めるとともに、災害対策基本法や北海道防災対策基本条例を補完していく内容としております。

なお、厚岸町地域防災計画につきましては、災害対策基本法とこの条例に定める基本理念や対策に関する基本的事項を受けて定めることとなるのが、条例が地域防災計画の上位になり得るものと考えております。

それでは、先ほど説明した前文につきましては条例制定の背景や趣旨などを述べるとともに、今後、予想される災害と課題を再認識し、目指すべき厚岸町の姿を実現するために必要となる考え方を明らかにしております。

第1条は、この条例の目的を明らかにしたもので、町が推進する災害対策の基本的な考え方を示すとともに、この条例全体の指針となるもので、各条文の解釈と運用に当たっては本条に照らしながら、その趣旨に沿って行わなければならないものでございます。

第2条は、この条例の中で用いる用語のうち、特に意味を明確にし、共通認識を図る必要がある用語の意味について定めております。

第1号の災害は、災害対策基本法、第2条第1号に規定する災害の意味における自然現象により生じる被害に限るものとしたものでございます。

第2号の防災は、災害対策基本法、第2条第2号に規定する防災の意味を根拠として定めております。

第3号自主防災組織は、災害対策基本法第5条第2項に定める定義規定を根拠として定めたものであります。

第4号の災害時要援護者は、平成18年3月に内閣府が公表した災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおける災害時要援護者の定義を根拠として定めたものでありますが、北海道の防災対策基本条例と同様の規定としております。

第3条は、町の災害対策に関する基本的な考え方を基本理念として明らかにしたもので、第2章の自助、第3章の共助及び第4章の公助に基づき推進する対策を支える基本的な考え方となるものであります。

震災の教訓を踏まえ、当町の災害対策につきましては、町民等が自己の責任によりみずからを災害から守るという自助、町民等が地域において相互に助け合い、互いを災害から守るという共助、町が町民等を守るための施策を推進するという公助を基本として、また町民等及び町が男女双方の視点、災害時要援護者への支援などに配慮をしながら、町民等及び町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携し、協働して行うこととしたものでございます。

第4条は、厚岸町防災会議に対し、厚岸町地域防災計画を修正するときには、前条に定める基本理念を反映させなければならないこととしたものであります。本条に基づき、厚岸町防災会議は、厚岸町地域防災計画を修正する場合においては、前条に規定する基本理念について特に男女双方の視点と災害時要援護者への支援に配慮することや、災害対策を町民等及び町が相互に連携し、協働して行うことを定めなければならないものであります。

なお、これまで申し上げてきた町民等につきましては、町民と事業者を「及び」でつないだものとして捉えていただきたいと思います。

第5条は、この条例の目的を達成するために、災害対策に関し町民が自助として果たすべき責務を定めたものであります。

第1項では、町民みずからが日ごろから災害に備えなければならない基本的かつ具体的な事項や手段を定めております。

第1号は、自宅などの耐震性や耐火性などの確保を図ること、第2号は地震に備えた家庭内での安全確保対策として日ごろから家具の転倒防止策や物品の落下防止策を行うこと、第3号は、日ごろから火元の点検、就寝前及び外出前の火の不始末の確認を行うこと、第4号は災害時の初期対応として消火器や懐中電灯などの必要な用具を準備していくこと、第5号は上水道などのインフラの拒絶による必要となる飲料水や食料、医薬品などの生活必需品をもみずから、または家族で備蓄すること、第6号は災害時に必要な情報を収集できる携帯情報端末やラジオなどの機器を準備すること、第7号はあらかじめハザードマップなどで避難場所や避難所、そこまでの避難経路を確認していくとともに、実際に徒歩等で避難に要する時間などを確認していくことを意味しているものでございます。

なお、この条例の中で用いている避難所と避難場所の違いにつきましては、厚岸町では津波避難場所ですと、避難所が津波により現に被害を受ける恐れがある、片や家屋流出などの被害を受けた方が一定の期間、避難生活をする施設でコンキリエや道立少年自然の家、山の手地区集会所、宮園丘陵地区集会所、東岸寺などのお寺などがこれら当たりますし、地震による家屋の倒壊や火災などで住居を失い、または豪雨による家屋の浸水によって居住す

ることが不可能と認められる方を収容する指定避難場所に指定している施設を言います。

また、避難場所は広域避難場所に指定している公園やグラウンドなどと津波避難場所では施設ではない避難場所の全てがこれに当たるものでございます。

第8号は、災害時において避難した場合の連絡先や連絡方法を家族などの間で確認しておくこと、第9号は町が実施する防災訓練や講演会などの研修に積極的かつ継続的に参加することを定めております。

第2項では、町民に対する災害発生時等の災害情報への留意、必要と判断したときの自主的避難、町からの避難準備情報の提供や避難勧告、避難指示の発令があったときの速やかな対応について定めたものであります。

第3項では、津波浸水地域の町民に対する津波に関する予報、警報が発表されたときや津波による被害の発生が予想されるとき指定避難場所などへの直ちの避難と避難勧告や避難指示が解除されるまでの避難の継続について定めたものであります。

第6条は、この条例の目的を達成するために災害対策に関し、事業者が自助として果たすべき責務を定めたものであります。

第1項では、事業者が従業員及び顧客の安全を確保するために日ごろから災害に備えなければならない基本的かつ具体的な事項や手段を定めております。

第1号は、事業所などの耐震性や耐火性などの確保を図ることを、第2号は事業所などの地震に備えた安全確保対策として日ごろから物品などの転倒防止策や落下防止策などを行うこと、第3号は日ごろから事業所などの火元の点検や退所時などの火の不始末の確認を行うこと、第4号は災害時の初期対応として小火器や懐中電灯などを準備しておくこと、第5号は従業員等が上水道などのインフラの途絶により必要とする飲料水や食料などの生活必需品を事業者において備蓄または確保しておくこと、第6号は事業者があらかじめハザードマップなどで避難場所や避難所、そこまでの避難経路を確認しておくとともに、実際に徒歩等で避難に要する時間などを確認しておくことに加え、あらかじめ事業者がこれら確認したい事項を従業員等へ周知していくこと、第7号はあらかじめ事業者が災害対策に関する知識や技術を従業員等へ周知するとともに、防災訓練を実施することを規定しております。第8号は、災害時に必要な情報を収集できるラジオなどの機器を準備するとともに、従業員等への伝達手段の確認、周知することを定めたものでございます。

第2項では、事業者に対する災害発生時等における従業員等の迅速かつ円滑な避難のための災害情報の提供、避難誘導等の実施の努力義務について定めております。

第3項では津波浸水地域に事業所または事務所を有する事業者に対する津波に対する予報、警報が発表されたときや津波による被害の発生が予想されるときにおける従業員等の指定避難場所などの直ちの避難のための災害情報の提供、避難誘導等の実施の努力義務について定めたものであります。

第7条第1項は、町民による共助として、町民に対する自発的な災害予防活動や災害時における避難活動、負傷者の救護などの災害対策に関する活動への参加について定めております。

第2項は、これも町民による共助として、町民の防災組織の結成や自主防災組織の自主防災活動への積極的な参加について定めたものであります。

第8条は、自主防災組織による共助として、自主防災組織が地域住民と協力して地域にお

ける自主防災活動を実施し、地域住民の安全確保に努めるよう定めております。

第9条は、事業者による共助として、事業者が町民や自主防災組織と連携して地域の自主防災活動に協力するよう努めることを定めております。

第10条は、町民、自主防災組織及び事業者が災害時における災害時要援護者の安全確保のための援護に努めることを定めております。

第11条は、公助としての町の責務を規定しております。

第1項は、町が災害予防対策、災害応急対策や災害普及対策を推進して、地域と町民の生命、身体、財産を災害から守ることを町の責務として定めております。

第2項は、災害対策に関して町民からの意見を聞き、必要な場合はその意見を災害対策事業に反映させることを町の責務として定めたものであります。

第3項は、国などと連携をして災害の未然防止や被害の拡大防止のための防災施設や設備を計画的に整備することを町の責務として定めたものであります。

第4項は、災害発生時等に町の職員が迅速かつ的確に対処できるための防災訓練や研修の実施により町の職員の防災知識の習得、とるべき行動の習得、防災意識の高揚に努めることを町の責務として定めたものであります。

第5項は、災害対策事業推進のために必要な財政措置を講じることを町の責務として定めております。

第12条は、町民の安全確保のために防災組織と技術の習得に努めることを町の職員の責務として定めた規定でございます。

第13条は、町が災害対策を推進するに当たっての基本方針を定めております。

第1号は、町民及び事業者との協働で災害対策を推進すること、第2号は災害時の備えを中心に災害に強いまちづくりを推進すること、第3号は本町の地域特性に応じた災害対策を推進することを定めております。

第14条は、自主防災組織育成のための必要な助成と研修の実施、さらには自主的な防災意識の啓発と自主防災組織の活動促進のための人材の育成などの必要な支援を町の努力義務として定めております。

第15条第1項は、あらかじめ災害時要援護者に関する情報を把握しておくことと、災害時要援護者への情報提供や避難支援が円滑に行われるための体制整備や町の努力義務として定めております。

第16条は、防災講演会の実施など、防災に関する知識の普及を積極的に推進することと町民の防災に関する意識の向上、防災に関する意識の高揚を町の努力義務として定めております。

第17条は、幼児、児童及び生徒の災害発生時等における自己の安全確保にかかる適切な対応をとることができるようにするための防災教育と防災訓練の実施について定めております。

第2項は、災害発生時等において、適切な対応がとれるようにするための防災訓練や研修への参加を教職員、保育士等の努力義務として定めております。

第18条は、国などとの連携による防災訓練の積極的な実施について、町の努力義務として定めたものであります。

第19条は、危険場所、避難場所などの災害対策にかかる施設などを表示した地図を作成して、災害対策に関する情報を町民に提供することを町の義務として定めたものでございます。

第20条第1項は、災害発生時等における情報の早急かつ正確な収集と、これら情報の伝達のための体制整備、さらには町民の避難場所等におけるこれら情報の入所可能な体制整備を町の義務として定めております。

第2項は、災害発生時等における速やかな災害、防災情報の収集と町民等に対する必要な情報の迅速かつ的確な提供を町の努力義務として定めております。

第21条は、災害発生時において、ボランティアが被災者への支援活動を円滑に実施できるようにするための受け入れ体制の整備など、ボランティア活動にかかる環境整備をあらかじめの義務として定めております。

第22条は、災害時における応急医療体制の事前の整備と災害時における町民等及び医療機関との連携による傷病者の救護を町の義務として定めております。

第23条は、災害発生時等に備えた必要な物資と資機材の計画的な備蓄、点検、避難場所等への配備と災害時等における円滑な運搬、配給体制の確立を町の努力義務として定めたものであります。

第24条は、災害時における災害対策本部を中心とする応急対策を行うための体制の確立を町の義務として定めております。

第25条は、災害発生時における避難者や被災者の支援のための速やかな避難所の開設と避難所の運営に当たることを町の義務として定めております。

第2項は、避難所の運営及び設営に当たっては、自主防災組織やボランティアとの連携を図ること、さらには災害時要援護者、女性、子供に配慮することを町の努力義務として定めております。

第26条は、災害により電気、通信、交通のほか、町民の生命や社会生活の維持に必要な施設や設備が被災したときにおける各事業者への速やかな復旧の要請と的確な情報提供の実施について求めることを町の義務として定めております。

第27条第1項は、町内に甚大な災害が発生したときの国などとの連携協力による早期の復旧を町の努力義務として定めたものであります。

第2項は、前項に規定する場合における町民生活の円滑な再建を図るための災害対策本部を中心とする早期の復旧体制の確立を町の義務として定めたものでございます。

第28条は、避難所の提供や食料、飲料水などの生活物資の供給、緊急輸送の確保、応急の普及工事の施工などの応急対策が迅速かつ的確に行われるために、あらかじめ町が事業者等と必要な協定を締結していくことを定めたものでございます。

第29条は、相互協力の理念により、他の地方公共団体で大規模な災害が発生したときの必要な支援の実施を町の努力義務として定めたものでございます。

第30条は、降雪時における避難路や避難場所の確保対策を町が適切に講じることを定めた規定でございます。

最後に附則であります。施行期日であります。この条例は、平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、大変、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6 番、堀議員。

- 堀議員 随分、「努める」が多い条例だなと思うのですけれども、それはさておき、私が聞きたいのは17条です、防災に関する教育の実施についてお聞きしたいのですけれども。まず教育委員会のほうに確認したいのが学校教育、学習指導要領、小学校、中学校、この中で防災教育、または避難訓練というこまの義務づけ、何コマとか、そういう義務づけというものがあるのかどうなのか、またそれが何こまあるのかというのを教えていただきたいと、あれば。

その上でお聞きしたいのですけれども、もしあるとしたときにここでいうところの教育等の実施、ここだけは努力義務ではないのですね、やるというふうに言っているのですけれども、そういったときに今言った学習指導要領で定めている時間などがある場合、ここでの教育というものがそれを指すものなのか、それともそれとは別なものなのか、それともそれを包含しているものなのか、それを教えていただきたいと思います。

- 議長（音喜多議員） 総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ここでいう第17条の規定につきましては、町としては教育委員会の協力を得て学校教育の中での防災教育ということもあります。また、家庭での教育ということも含めた大きな意味での規定ということで考えております。

ただし、中心になるものは今、行っている教育委員会での各学校における防災教育、防災訓練であろうというふうに考えていますけれども、これは学校だけの防災教育だけではなくて、家庭教育も含めた防災教育は当然、必要になってくるという考えのもとでの規定であるということと理解していただければと思います。

- 議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

- 管理課長（米内山課長） ご質問でございますけれども、学習指導要領にコマづけとして位置づけられているかということに関しましては、コマとしては時間はとられてございません。全てこれは学校の安全教育にかかわる部分として位置づけられてございます。

ただ、学校教育本旨は学力が基本になるわけですが、そのほかに人間形成ですとか、さまざまな教育も求められてございます。近年、さらにさまざまな社会現象だとか事件、事故、この関係で安全教育ですとか、食育ですとか、環境教育ですとか、さまざまな教育が求められてございますが、そういった総体の消化する時間としては生活課の時間ですとか、道徳の時間ですとか、そういったものを有効に使いながら現在進めているのが実情でございます。

- 議長（音喜多議員） 6 番、堀議員。

- 堀議員 そうすると、コマ数の指定がないということは、今現在の総務のほうでお答えられた中では含むということなのですけれども、主たるものが学校教育の中でということのですけ

れども、コマ数としては実際にはないわけなのです。といったときに、ではこの訓練をというものを、では学校側に対して強制するものなのか、何時間やってください、朝のホームルーム何分やってくださいとか、そういうふうになるものなのかどうなのかというのが私だと思うのです。

学習指導要領の中で決まっていけないわけですから、それをやるというふうに言う以上はどのような体制の中で、どういう内容で学校の中でやってくださいというのであれば、それはやはり強制にもある程度なると思うのです。そこら辺はどのようにお考えなのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●管理課長（米内山課長） 前にお答えさせていただきましたけれども、学力の向上が本旨でございますが、さまざまないろいろな教育も定められてございますけれども、その全てに優先するのがやはり子供の命というものだというふうに考えます。

したがいまして学校の安全教育、これを最も今、力を入れなければならない、また近々におきましてはその防災教育、これに関しましてやはり学校教育を通じて進めていく、そのことが家庭、地域、町全体の防災対策につながるものだというふうに認識してございますので、できる限りの対応をしながら、これはただ教職員、学校の協力がなくてはなりません。当然、前にもお答えしましたように、今、どのような防災教育の進め方をしていくか、これは先ほど言いましたいろいろな特活ですとか、生活科の時間、道德の時間、さまざまな時間を利用するわけですが、そのほかに各事業の中でも取り入れられないかというようなことの検討も含めて教職員、学校とも25年度、この計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうは言ってもなんですよ。というふうに私だと思うのです。余り、町側のほうで思い描いているようなものは実は学校側のほうとしては、そんな義務というか、そういうものも実際のところはない、あくまでも協力してもらおうという中でのもの。ただ、ここでは実施するものというような中で、これも努力義務だったら私もいいと思うのです、そうではなくて実施するものというふうになっている以上、先ほど言われたとおり包含しちゃっている、主に学校の中でというものを言っている以上は、どっちも実施できないというか、強制的にやってくださいとかというふうなことにもなるというふうに私は今の答弁を聞きながら思うのです。

ただ、今、そうはならない中では私は防災教育というのは必要だというふうに学校の中でもやはり必要だと思います。ただ、そのやり方にしては先ほど言ったとおりいろいろな授業の中での教育だとか、例えばホームルームの中での周知とか、そういうようなものでも十分でき得るものだというふうに思うのですけれども、ここでこういうふうにならなくなってしまっていることが何かしらもう、学校側が無条件でやらなければならない、学校長が無条件でこれに従わなければならないというふうなふうに思ってしまう、決し

てそうでないというのであれば、やはりここでははっきりと言ってもらいたい、あくまでも学校の自主性の中でやっていくのだというものをやはりしっかりとお答えをしていただきたいと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） 町としてはあくまでもこれは教育委員会の協力を得なければできないことでございます。

こちら側としては、教育委員会のほうに対して、また学校のほうに対して今、学力を低下させるような授業の時間を使って、その時間を割いてまで協力を求めようというものではございません。

ただし、あくまでも子供の安全対策、これは継続して行っていくことが何よりも重要なことなのだろうというふうに思います。これは、ここ何日か東日本大震災から2年が経過するということがあって、いろいろとテレビ報道がされておりますけれども釜石の奇跡ということがございました。これはやはり、これまで繰り返されてきた子供たちへの防災教育があのような結果につながったのだろうということを考えれば、繰り返し次から、今、厚岸町の子供たち、これから小学生を迎える子供たち、中学生を迎える子供たち、この子供たちに引き続き将来にわたって防災教育を行っていくことが、いずれはこの子供たちが大人になって、その災害の恐ろしさ、津波の恐ろしさというものを今度は逆にその子供たちに伝えていけるのだろうということを考えれば、この事項については町として努力義務としてではなくて、やはり実施するものとするということで町の姿勢として示したいということであります。

教育委員会の特に学校に対して協力を求める上で、学力を低下させるようなことまでは求めようということは考えておりません。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今の件なのですけれども、教育執行方針もお話ししているように、教育委員会としては防災教育のための手引きというのを参考にさせていただいて、厚岸版をつくろうと、これは先ほど課長のほうからお話ししたように、コマ割りとしては何時間やりなさいというふうには定められていない、逆に言うとだからこそいろいろな算数の時間、何とかの時間にこういうものを教えていこう、生活の時間にはこういうのを教えようというのを、それが手引きの中に入っているわけです。それを先生たちに集まっていただいて、どのように授業の中に取り組んでいくかと、それは今、総務課長が言ったように今はみんな記憶が新しいのです。ただ、だんだん長く時間がたっていくうちに薄らいでいくというのがこういう教育だろうと思うのです。

ですから、我々はことしやる、来年やるという問題以上に長い間これから海の町に住む子供たちのためにいつ続けていくためには、その手引き、プログラムを使ってこれからも新しい先生が来てもこのプログラムにのっとって防災教育をやっていただきたいというふうに学校側にお願いして、ことし町立研究所で教育委員会とあわせてその手引き

を改訂していこうというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町災害対策基本条例の制定についてということでございますけれども、奇しくも2年前の3月11日、同じ日にち、あと20分ぐらいで大きな地震が発生した日に、基本条例を制定、提案されたと、非常に感慨深いものがございます。本町の町民にとって、やはり条例を制定して減災に努めていかなければならない、そんな思いで私も一生懸命勉強させていただいたのですけれども、基本条例、国の法律、たしか昭和の年代に災害基本法というか、そういうものに基づいて道条例の基本条例を参考にして、基本にしてこの条例が制定されたというふうに認識しているのですが、それで間違いないでしょうか、まず1点目なのですか。

さらには、この条文ずっと読ませていただいたのですけれども、道のほうの条例は5年前に作成されたそうなのです、基本条例が。そうすると3・11以前なのです。それを基準にされて今回、条例を厚岸町はされているというふうに認識、説明を受けてきたつもりなのですか、そうしますと私なりにこの条例をずっと読ませていただきました。津波にも、大きな地震にも随分配慮されて、厚岸の地域性に沿って条例を整理されているなというふうに理解をさせていただきました。

ただ1点だけ気になることがあったのです。その法律の解釈の仕方というか、条例の解釈の仕方なのだろうけれども、私なりにこの条例をあれさせていただきましたら公助、盛んに課長は公助、公助ということを強調されているのですけれども、公助の中で道の条例、基本理念、参考資料の対比表9の2ページなのですか、第2条、道のほうです、(3)に防災関係機関というふうに定義されております。第2条の(3)防災関係機関というふうになっているのですけれども、この中に防災関係機関について道の条例では陸上自衛隊や消防関係機関並びにと、この定義について明示されています、こっこのほうは、道のほうは。厚岸町のほうは、公助のほうにつきましてはどうなっているのかなと私なりに対比をさせていただきました。

そうしましたら、第3章公助、ここで第11条に3、この9の5ページですか、ここに厚岸町は3番目に町は国、道及び関係機関と連携しとなっているのです。道のほうは陸上自衛隊なり、そういう関係機関について明示されています。共助、自助含めて厚岸町独自でやっていこうというのはわかるのですけれども、これから本当に大きな災害が発生したときに、私はやはり道なり、陸上自衛隊なり、消防なり、そういう機関というものが関係機関と明示されているだけなのです、ここで文言が。

この辺の表現の仕方なのですか、その辺も含めてそういう表現になったのかなと、この辺につきまして、きっと協議の結果こうなったのだろうと推察をさせていただきました。この背景についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えさせていただきます。

まず法律と災害対策基本法、それと道条例を基本としてこの条例を定めたということでございますが、災害対策基本法、それと北海道の防災対策基本条例、確かに共通する部分はございますが、ある意味、前段の提案理由の際にも説明させていただきましたけれども、この災害対策基本法の定めと北海道防災対策基本条例の定めの中で、その条例で定まって、わりかし詳細に定まっていない部分、これを補完しようということで、この災害対策基本条例を定めたところでございます。

ですから、当然、共通する部分はございますけれども、どちらかというと災害対策基本法については公助の部分を中心にうたっております。特に、国、都道府県の部分の定め、またただ昨年の平成24年の災害対策基本法の一部改正のところでは防災教育の実施等々新たに加えられた部分はございますけれども、その以前としてはどちらかというと共助、自助の部分については詳細には定まっていないというところを補完しようと。

それと、北海道の防災対策基本条例については、特に市町村に対する責務というものが簡単に述べられている程度の条文でございます。ですから、基本的に町の責務というものが詳細に加えられていないということもあって、この条例の中ではそれを補完するために町の責務を事細かに規定をさせていただいたというものでございます。

今、私どもの情報としては、この北海道の防災対策基本条例が平成21年に制定をされたものであると、附則では5年ごとに見直すという規定がございます。これについて今、北海道のほうで3・11の3月11日の東日本大震災を受けて防災教育に関する事項ですとか、こらが新たに加わるという情報は聞いております。改正についてはこの後ということになるかと思っておりますけれども、そのような今、準備をしているということを北海道の担当課が申し添えました。

北海道のほうで防災関係機関としている定義を設けて防災関係機関といううたい方をしておりますけれども、北海道はやはり北海道区域以内、全体を統括する上で災害対策を統括する上で防災関係機関という広く自衛隊等々、いろいろな機関の協力を得て災害対策に当たらなければならないという、当然、町もそうなのですけれども、ここはまずは国、道、この協力を得ることが一番であると、またそこに当然、関係機関、どちらかというと町の場合は自衛隊も当然入ります、関係機関の中には。この定義を設けなかったのは、その時々でその関係機関も変わってくるだろうということもあって、この定義をしなかったということであります。ただし、福祉協議会もございます、いろいろと防災会議に加わっているメンバー等々に協力を得なければ災害対策は進めることはできないだろうということもありますけれども、この辺は北海道の防災対策基本条例の部分で防災関係機関が行う義務として規定がされているということで、その部分については町の条例には持ってこなかったというようにいさつてでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 決して否定しているわけではないですよ、大いに基本条例を制定して、町民の貴重な生命、財産を守っていく、そういうのも減災をして、しっかりとした安心なまちづくりをしていくということについては、私も大いに賛同するものでございますが、

ただ、今、説明されましたように、道はこの1年かけて大きな災害を超えて改善することですから、町のほうも当然、将来それに、今の時点では対比しても僕は津波に配慮された文章だというふうに理解されているのですけれども、3・11を踏まえて道も考え直している最中だと、当然その時期に制定されるから道と違う部分がもう少しあってもいいのかなというふうに僕なりの思いがあったのです。頑張っってこういう結果になったのだらうというふうに、それは評価をさせていただきます。

ただ、今後、道のほうも、町のほうも、それぞれそういう実態に合ったものがあれば即対応していくべきだと考えますし、ぜひそうやっていってほしいなと。

ただ1点、先ほど申しましたけれども、より明確なことになると、私は消防なり社協なり、いろいろな組織があるわけです。そういう中で関係諸団体、片方はちゃんと位置づけをしています、大きな災害になればなるほど、その方向性というものが職員の皆さんだって、指示するほうだって、きちっとした方向性が明示されなければ、なかなか大変なのかなと、そういう思いもしますので、今後の検討課題として私はその辺、一考を要するのではないかなと思います。

それから附則なのですが、この条例の附則、4月1日になっています。できれば3月11日、きょうでというふうにならなかったのかなと、そんな思いもしますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田総務課長） かなりお褒めのお言葉をいただき、また、ありがとうございます。

この先ほどの関係機関と防災の関係機関のお話ですけれども、地域防災計画の中ではこの防災関係機関、特に関係機関等については防災計画のほうで事細かにどこの機関という、名前も入れて規定をさせてもらっています。

ですから、この部分では関係機関と、ただ必要があれば、その辺については随時見直しをしていきたいというふうに考えておりますので、3月11日にできなかったのかということでもありますけれども、きょうご提案させていただいて、この条例の制定というのは、施行というのはあくまでも手続きが必要になってまいります。

これは例規上のルールというものがあまして、議会で本日、議決をいただいて制定という形になりますけれども、この後、議会のほうから町長のほうへ条例制定の通知がされて、その後、何日かを要しますので3月11日というのは非常に何と言いますか、意図することはわかるのですけれども、この辺は4月1日とさせていただきたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 たくさんあってあれなんだけれども、一つはこの方針が町民、みんなのものにならなければならないと思うのです、この条例自体が。そういうことを考えると、この条例があることによって、町民が町は何をしなければならない、あるいは地域は何を

しなければならないと、町民個々は何をしなければならないということを町長は明確にしながら、もし災害が起きても大事なように万全を町民一人一人が万全なものを持っているということと、町としてもそういう町民がいることによって少しでもこういう手順でやっていけばいいのではないのかということを明確になると思うのです。

ところが、せっかくなつくたけれども、これを町民自身がきちんと協力していかなければ、せっかくいいものをつくっても何の役にも立たないということになってしまうわけです。

それで、町民にこのいろいろな情報を伝えなければならないのですけれども、これが今、厚岸の場合はＩＰ告知だとか防災無線だとか、いろいろなものがありますけれども、やはり今、津波もそうなのですけれども雨や、それから雪害だとか、そういうものも相当、切迫性を持った情報伝達の仕方をしていこうというふうに変わってきています。そういうものをやっていかなければならないということになると、ここに書いている指示だとか、そういう言葉ではなくて、時には命令というか、そういう言葉も入ってきてもいいのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えてこういうふうになっているのかなというふうに思います。

それから、避難所を開設するというふうになっていますけれども、一昨年３・１１の際、私も避難をして一晩、避難所で避難をさせていただきました。それで、避難所をどうするのかということをやはりもう少し明確にしていかなければならないのではないのかなと、町の職員も配置されていますよね。それから、地域の自治会なんかが非常に協力的で一生懸命やっていました。そこに私たちが避難するわけですが、町の職員はほとんどが外にいて、きっと役場のほうと連絡を一生懸命とっているのだろうと思うけれども、そこからは情報というのがほとんど来ないのです。たしか避難している人にはそんなにあれしなくてもいいというふうに思うかどうか分かりませんが、なかなか情報が来ない、きっとそのときは非常に無線でも何でも錯綜しているのかなというふうに私も思うのですけれども、刻々とした情報というのはやはり必要ではないのかなというふうに思いました。

それで、あのときは一晩で済んでいました、避難が。それで結果的にもっと大きい津波等が、災害が発生した場合は一定期間、避難生活を余儀なくされるわけです。そうしたときに、その避難所の運営等をどうしていくのかというのがやはり避難している人、あるいは援助をしてくれる人、それから町のだとか、そういう連携をとりながら運営に対する組織みたいのもそこでつくっていかなければならないと思うのです。そういうこともやはりもう少し明確にしていける必要があるのではないのかなというふうに思いますけれども、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

これは、この条例をつくっていますけれども、もっと何か新しい細則規則みたいなものをつくっていくのか、その辺伺いたいし、それからこの２５条の２で言っているように災害時の要援護者、あるいはこの女性、子供に配慮しなければならないと、やはりこれも今回の災害ではすごい問題になっています、女性が授乳をしたいけれども、大きいところではなかなか大変だったとか、その他いろいろあるみたいですが、これに対してどうするのかと、そういうあたりをどういうふうに今後、さらに具体化していくのか教えていただきたいと思います。

それから、教育については先ほど堀さんのほうからも質問されておりましたが、釜石の教訓がやはり今も語り継がれています。教育の中でどうするのか、それで釜石の場合は算数や国語やそういうものにも十分、取り入れているのです。町の中にどんな危険な箇所があるのか、町はどういうふうになっているのかとか、あるいは算数だったら、ここまでの距離は何分で行けるだろうか、歩いて幾ら、走って幾らだとか、そういうことを具体的にやりながら教育に生かしてきているのです。

それらあたりはやはり町と教育委員会、あるいは学校の先生方との連携が密になっていかなければならないと思うのです。そのあたりでは今後どうしていくのか、もっと具体化していただきたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 2 時42分休憩

午後 2 時47分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
総務課長。

●総務課長（會田総務課長） お答えいたします。

まず1点目の勧告指示以上の命令というのはできないのかということなのですが、これはあくまでも災害対策基本法第60条に定める市町村長の避難の指示というのがありまして、指示等という規定がありまして、立ち退きを勧告し、または指示する場合と、ここまでしか町長としての権限はないということで、命令までの規定はございませんので、この範囲の形にさせていただきました。

次に、避難者への職員からの情報と2年前の3月11日の際、これは当時まだ車への移動系の無線の登載が多かったものですから、役場からの情報等を得るためには、どうしても車の中にいなければならなかったということもあって、町民の避難をされている町民の皆様への情報提供が職員から少なかったと、この反省を踏まえてその後、町としては移動系の携帯無線を80台増やしまして、職員がそれぞれ避難場所で情報を得て、必要な情報については逐次、避難されている町民の方々に情報を提供するという体制を整備させていただいたということでございます。

その避難所での運営等々については、これはこの条例ではあくまでもそのようなことを目標として努めるという規定にさせていただいておりますけれども、その細かい内容については地域防災計画、さらには避難所運営マニュアル、大変、作成が遅れて申しわけございませんけれども、25年度早々にこの避難所運営マニュアルについても整備をさせていただきたいというふうに考えておりますし、その中には当然、この条例での基本理念、男女双方の視点ですとか、子供、女性、災害時要援護者に配慮した避難所の運営ということも定めさせていただきたいというふうに考えております。

また、その避難所の運営マニュアルをもって、その定めた際にはそれぞれの地域で、自治会の方々と話し合いをさせていただいて体制を整えていきたいということで考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） 私のほうから防災教育の部分でお答えさせていただきます。

ご質問者ご提言ありました釜石市におけます津波防災教育のための手引きというものでございますけれども、この中ではおっしゃるとおり算数、国語、その他の教科においてそれぞれ防災に関する教育を行うということを目指してございます。

先ほども私ども教育長のほうからもご答弁させていただきましたが、今これの厚岸町版というものをつくろうかというふうに進めてございます。ただ、この中で見させていただきますと、やはり現実問題、各先生方が、学校が具体的に可能なもの、これをやはり選定する中で確実に進めていきたいということがやはり本旨でございますので、その辺のところを町研究所の組織を使う中で可能なものをつくり上げていきたいというふうに考えてございます。

この中でも、私ども教育委員会としても一番重きを置いてるのは、この釜石市の手引きもそうですけれども、群馬大学のほうで携わっている当然、片田先生も携わっているわけですが、片田先生も、教授もおっしゃるのはこういう授業そのものが特別防災教育に効果が大きいのだということよりも、やはりこういうことまでして、先ほど言いましたようにこま数があるわけではございません。その中でいろいろな時間を使って、先生方が防災教育を進めていく、こういう授業を使ってまでも私たち、僕たちに防災教育を進めてくれている、その思いが児童生徒には伝わる、このことが一番大事であって、児童生徒の防災に対する意識、姿勢、これが破格的に伸びるのだというようなことで言っていました。

私どもも本当にそうなのだろうということを思います。ですから、できるだけ確実に進めていけるような、そういうマニュアルづくりに努めていきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。
本日は、これで散会いたします。

午後 2 時53分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 5 年 3 月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員